

## 国民健康保険料滞納世帯に係る被保険者証等取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険料の滞納世帯に係る被保険者証等の取扱いについて、国民健康保険法及び国民健康保険法施行令並びに国民健康保険法施行規則に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、次のとおりとする。

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 法     | 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）       |
| (2) 政令    | 国民健康保険法施行令（昭和33年12月27日政令第362号）   |
| (3) 省令    | 国民健康保険法施行規則（昭和33年12月27日厚生省令第53号） |
| (4) 被保険者証 | 神奈川県国民健康保険被保険者証（通常証と短期証）         |
| (5) 通常証   | 神奈川県国民健康保険被保険者証（有効期限が6か月を超えるのもの） |
| (6) 短期証   | 神奈川県国民健康保険被保険者証（有効期限が通常証より短いもの）  |
| (7) 資格証明書 | 神奈川県国民健康保険被保険者資格証明書              |
| (8) 保険料   | 国民健康保険料                          |
| (9) 主管課   | 区役所保険年金課・支所区民センター                |

### (短期証の交付対象)

第3条 短期証を交付する対象は、次の各号のいずれかに該当する世帯主とする。

- (1) 滞納している保険料の期数の合計が3期以上ある世帯主（法第9条第3項の規定により被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）
- (2) 第13条第1項及び第14条に該当する世帯主
- (3) その他区長が特に必要と認める場合

### (短期証の交付)

第4条 区長は、前条各号のいずれかの規定に該当する世帯の世帯主が被保険者証の交付を求めたときは、短期証を交付するものとし、短期証の有効期限は別表のとおりとする。

- 2 主管課は、前項の規定により短期証を交付する場合、保険料の納付相談・納付指導を行った後、原則として、1年以内（最長2年以内）で完納となる納付計画による納付誓約書を世帯主から提出させるものとする。
- 3 主管課は、第1項の規定により短期証を交付したときは、「短期被保険者証発行管理簿」（様式1）（以下「発行管理簿」という。）を作成する。

### (短期証の更新)

第5条 区長は、前条第1項の規定により交付した短期証の更新を行う場合は、「神奈川県国民健康保険被保険者証の更新通知」（様式2又は様式3）を世帯主あて送付するものとする。

- 2 前項の規定により、当該世帯主又はその世帯に属する被保険者が来庁した場合は、納付状況等を確認し、第3条に該当する場合は、別表に定められた有効期限の短期証を更新する。
- 3 前項の更新を行った場合、主管課はその経過を発行管理簿に記載する。

## 第6条 削除

### (被保険者証返還請求)

第7条 区長は、法第9条第3項又は第4項の規定により、返還請求を行う場合は、「神奈川県国民健康保険被保険者証返還請求等通知書」(様式7)を世帯主あて送付するものとする。

2 前項の規定により返還請求を行う場合は、通知書に返還請求を行う根拠及び原因等を明記するものとする。

### (特別の事情等の届出)

第8条 区長は、第7条の規定により返還請求を行う場合において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給若しくは省令第5条の5に定める医療に関する給付を受けることができる被保険者がある場合又は公費負担医療受給者若しくは川崎市単独医療費助成制度適用者等(以下「原爆一般疾病医療費の支給等受給者」という。)又は政令第1条に規定する特別の事情がある場合は、「特別の事情・原爆一般疾病医療費の支給等受給者に関する届書」(様式5)による届出を求めるものとする。

2 前項の規定により、世帯主から「特別の事情・原爆一般疾病医療費の支給等受給者に関する届書」の提出があった場合、区長は内容を確認した上で、受理するものとする。

### (弁明の機会の付与)

第9条 第7条の規定により返還請求を行う場合は、世帯主に対して、提出期限を付した上で弁明書(様式6)による弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の規定により、世帯主から提出期限までに弁明書の提出があった場合、区長はこれを受理し、弁明の内容を審査する。

### (被保険者証返還請求の取消し)

第10条 第7条の規定による被保険者証の返還請求を行った世帯主が、その世帯に属する全ての被保険者について原爆一般疾病医療費の支給等受給者である又は政令第1条に規定する特別の事情による第8条第2項の届書の提出を行い、区長がこれを受理した場合若しくは第9条第2項による弁明書の提出を行い、その内容が正当であると区長が認めた場合又は当該世帯主が滞納している保険料が完納若しくは著しく減少した場合、区長は「神奈川県国民健康保険被保険者証返還請求取消通知書」(様式8)により返還請求の取消しを通知するものとする。

### (資格証明書の交付)

第11条 第7条の規定により被保険者証の返還が行われた場合、区長は資格証明書を交付する(第13条又は第14条に該当する世帯又は被保険者を除く。)とともに、「神奈川県国民健康保険資格証明書交付決定通知書」(様式9)を世帯主あて通知するものとする。

2 第7条の規定により返還請求を行っている世帯主にかかる被保険者証が、有効期限を過ぎ無効となった場合は省令第5条の7第2項の規定により、区長は、その被保険者証が返還されたものとし、資格証明書を交付するとともに「神奈川県国民健康保険資格証明書交付決定通知書」(様式10)を世帯主あて送付するものとする。

3 第7条の規定により返還請求を行った世帯主について、第8条第2項による届書の提出がない

場合又は第9条第2項による弁明書が期限までに提出されない場合若しくはその内容が妥当でない場合、区長は、前2項の規定により資格証明書を交付する。

(資格証明書の継続)

第12条 資格証明書の有効期限後においても、当該世帯主が第13条第1項又は第15条に該当しない場合は、区長は引き続き資格証明書を当該世帯主に交付する。

(資格証明書交付世帯への短期証の交付)

第13条 資格証明書の交付を受ける又は受けている世帯が、次の各号のいずれかに該当した場合、区長は、当該世帯に係る短期証又は当該世帯に属する被保険者に係る短期証を第4条の規定に基づき交付するものとする。ただし、第15条に該当する場合を除く。

- (1) 世帯主が滞納している保険料の額が3分の2未満になった場合
  - (2) 世帯主が政令第1条に規定する特別の事情に該当する場合
  - (3) 当該世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等の受給者である又は受給者となった場合
  - (4) 世帯主が第4条第2項の納付誓約書を提出し、納付誓約書に則した納付が見込まれる場合。
- 2 前項第2号及び第3号に該当する場合、区長は原則として「特別の事情・原爆一般疾病医療費の支給等受給者に関する届書」(様式5)の届出を求めるものとする。

(資格証明書交付世帯の高校生世代以下の子どもへの短期証の交付)

第14条 法第9条第5項の規定により世帯主が被保険者証を返還し、資格証明書を発行する際に、その世帯に属する18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者(同条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等受給者を除く。)がいるときは、区長は、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期限を6か月とする短期証を交付することとする。

(通常証の交付)

第15条 短期証又は資格証明書の交付を受けている世帯主の滞納している期数の合計が3期末満となった場合(法第9条第3項の規定により被保険者証の返還を求めるものとされる者は除く。)、区長は通常証を世帯主あてに交付するものとする。

(短期証・資格証明書交付世帯への再交付)

第16条 短期証又は資格証明書の交付を受けている世帯が紛失・盗難等により再交付の申請を行った場合、区長は保険料の納付状況等を確認した上で、要綱で定める被保険者証等を再交付する。

(保険給付の一時差止め)

第17条 法第63条の2第1項又は第2項の規定により、現金給付による保険給付の全部又は一部の支払の差止めを決定した世帯主に対し、差し止める保険給付が生じたとき、区長はその給付の支出決定後にその給付の全部又は一部の差止めについて「国民健康保険給付差止通知書」(様式11)を、世帯主あて送付するものとする。

- 2 前項の通知を行う場合において、政令第1条に規定する特別の事情がある場合は「特別の事情・原爆一般疾病医療費の支給等受給者に関する届書」(様式5)により届出を求めるものとする。

(保険給付の一時差止めの解除)

第 18 条 法第 6 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により保険給付の全部又は一部を差し止められた世帯主が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合、区長は当該差止めを解除し、「国民健康保険給付差止解除通知書」(様式 1 2) を、世帯主あて送付するものとする。

- (1) 当該差止めに係る滞納している保険料の額が、完納又は著しく減少したとき。
- (2) 政令第 1 条に規定する特別の事情が生じたとき。

(保険給付の一時差止めからの滞納保険料額の控除)

第 19 条 法第 6 3 条の 2 第 3 項の規定により、区長は一時差止めしている保険給付の額から滞納している保険料額を控除するときは、あらかじめ、「国民健康保険給付充当通知書」(様式 1 3) を、世帯主あて送付するものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めのない事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 1 3 年 5 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 国民健康保険被保険者証更新時の滞納整理事務要領は廃止する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成 2 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 旧要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 旧要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 旧要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 旧要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別表

| 有効期限  | 要件   | その他                                     |
|---|--|---|
| 1 か月  | 分納誓約による納付が全く行われていない世帯  | 発行管理簿による個別決裁を要する。                       |
| 3 か月  | 分納誓約による納付額が誓約書の 1 / 2 未満である世帯  | 発行管理簿による個別決裁を要する。                       |
| 6 か月  | <p>① 新たに短期証を交付される世帯</p> <p>② 分納誓約が誓約書どおりに履行されている世帯、又は納付額が誓約書の 1 / 2 以上である世帯</p> <p>③ 公費負担による医療証等の交付を受けている被保険者</p> <p>④ 政令に定める特別の事情がある場合に該当する世帯</p> <p>⑤ 弁明書による弁明が正当である世帯</p> <p>(特例)<br/>納付額が計画書の 1 / 2 未満であっても誠実に納付折衝に応じており、履行できない理由が客観的に正当と思われる世帯、又は納付計画の見直しを行っている世帯</p> | 特例及び左記③～⑤による 6 か月証の交付は発行管理簿による個別決裁を要する。 |
| <p>&lt;備考&gt;</p> <p>※1 特別の事情の届出又は弁明書が提出された場合、その記載事実（納付資力、状況等）が確認できるまでは、1 か月証を交付する。</p> <p>※2 第13条第1項第4号により新たに短期証を交付する場合、納付状況が確認できるまでは、1 か月証を交付する。</p> <p>※3 7月31日及び1月31日（1月31日が休日に当たる場合は、その翌開庁日。）を超える有効期限の短期証は発行しない（7月及び1月を除く。）</p> <p>※4 1 か月証の場合、交付日が、1 日の場合は当月末日（末日が休日にあたる場合は、その翌開庁日とする。以下同じ）までとし、2 日以降の交付は翌月末日までとする。3 か月証も同様とする（有効期限までに退職者医療制度の非該当となる被保険者又は後期高齢者医療制度の該当となる被保険者については、当該日までとする。）。</p> <p>※5 別表に定める納付額は、直近の納付誓約書に基づく額とする。</p> <p>※6 第14条に該当する被保険者を除く。</p> |  |   |

## 短期被保険者証発行管理簿

|         |  |      |     |
|---------|--|------|-----|
| 被保険者証番号 |  |      |     |
| 世帯主氏名   |  | 電話番号 | ( ) |
| 住所(1)   |  |      |     |
| 住所(2)   |  |      |     |

## 証交付に関する決定伺書

標記の者について、滞納国民健康保険料に係る納付相談の結果、次のように決定してよいでしょうか。

|      |                          |                   |          |              |          |        |
|------|--------------------------|-------------------|----------|--------------|----------|--------|
| 決定区分 | ①                        | 交付日               | 令和 年 月 日 | 担当           | 係長       | 課長     |
|      | <input type="checkbox"/> | 短期被保険者証を交付する。     |          |              |          |        |
| 備考   |                          | 有効期限              | 令和 年 月 日 | 証回収日         | 令和 年 月 日 |        |
|      | <input type="checkbox"/> | 3期以上の未納           |          | <短期証受領印又は署名> |          |        |
|      | <input type="checkbox"/> | 特別の事情に該当(別紙のとおり)  |          |              |          |        |
|      | <input type="checkbox"/> | 別紙「弁明書」の内容が正当である。 |          |              |          |        |
|      | <input type="checkbox"/> | その他( )            |          |              |          | 続柄 ( ) |

|      |                          |                   |          |              |          |        |
|------|--------------------------|-------------------|----------|--------------|----------|--------|
| 決定区分 | ②                        | 交付日               | 令和 年 月 日 | 担当           | 係長       | 課長     |
|      | <input type="checkbox"/> | 短期被保険者証を交付する。     |          |              |          |        |
| 備考   | <input type="checkbox"/> | 通常被保険者証を交付する。     |          | 証回収日         | 令和 年 月 日 |        |
|      | <input type="checkbox"/> | 滞納している保険料の納期・額の確認 |          | <短期証受領印又は署名> |          |        |
|      | <input type="checkbox"/> | 本日の入金額            | 円        |              |          |        |
|      | <input type="checkbox"/> | 3期以上の未納           |          |              |          |        |
|      | <input type="checkbox"/> | 特別の事情に該当(別紙のとおり)  |          |              |          |        |
|      | <input type="checkbox"/> | 別紙「弁明書」の内容が正当である。 |          |              |          |        |
|      | <input type="checkbox"/> | その他( )            |          |              |          | 続柄 ( ) |

|      |                          |                   |          |              |          |        |
|------|--------------------------|-------------------|----------|--------------|----------|--------|
| 決定区分 | ③                        | 交付日               | 令和 年 月 日 | 担当           | 係長       | 課長     |
|      | <input type="checkbox"/> | 短期被保険者証を交付する。     |          |              |          |        |
| 備考   | <input type="checkbox"/> | 通常被保険者証を交付する。     |          | 証回収日         | 令和 年 月 日 |        |
|      | <input type="checkbox"/> | 滞納している保険料の納期・額の確認 |          | <短期証受領印又は署名> |          |        |
|      | <input type="checkbox"/> | 本日の入金額            | 円        |              |          |        |
|      | <input type="checkbox"/> | 3期以上の未納           |          |              |          |        |
|      | <input type="checkbox"/> | 特別の事情に該当(別紙のとおり)  |          |              |          |        |
|      | <input type="checkbox"/> | 別紙「弁明書」の内容が正当である。 |          |              |          |        |
|      | <input type="checkbox"/> | その他( )            |          |              |          | 続柄 ( ) |

|      |                          |                   |          |              |          |        |
|------|--------------------------|-------------------|----------|--------------|----------|--------|
| 決定区分 | ④                        | 交付日               | 令和 年 月 日 | 担当           | 係長       | 課長     |
|      | <input type="checkbox"/> | 短期被保険者証を交付する。     |          |              |          |        |
| 備考   | <input type="checkbox"/> | 通常被保険者証を交付する。     |          | 証回収日         | 令和 年 月 日 |        |
|      | <input type="checkbox"/> | 滞納している保険料の納期・額の確認 |          | <短期証受領印又は署名> |          |        |
|      | <input type="checkbox"/> | 本日の入金額            | 円        |              |          |        |
|      | <input type="checkbox"/> | 3期以上の未納           |          |              |          |        |
|      | <input type="checkbox"/> | 特別の事情に該当(別紙のとおり)  |          |              |          |        |
|      | <input type="checkbox"/> | 別紙「弁明書」の内容が正当である。 |          |              |          |        |
|      | <input type="checkbox"/> | その他( )            |          |              |          | 続柄 ( ) |

年 月

## 神奈川県国民健康保険被保険者証の更新について（お知らせ）

現在お持ちの神奈川県国民健康保険被保険者証（以下「保険証」といいます。）は、月 日（ ）をもって有効期間が満了となり、月 日（ ）以降はお使いになれません。

既に督促状等でお知らせしていますが、あなたの世帯には国民健康保険料の未納がありますので、速やかにお納めください。このまま納付がない場合は、保険証の有効期間が短いものとなり、郵送による交付ができません。

については、至急、上記「差出課」まで御来庁いただき、保険証の更新の手続を行っていただきますようお願いいたします。

なお、保険証は、世帯主又は住民票上同一の世帯の方以外にはお渡しできませんので、御注意ください。

《持参していただくもの》

- 1 現在お持ちの保険証
- 2 今回お送りした、この「お知らせ」
- 3 印かん（本人の自署が可能な場合は必要ありません。）
- 4 顔写真付きの証明書等

※ 納付が困難な場合は納付相談に応じていますので、必ず窓口にご来庁ください。

※ 特別な事情がなく、このまま未納状態が続いた場合、法の定めにより、あなたの財産（給与、不動産、預貯金、その他）を調査の上、差し押さえることもあります。

※ このお知らせが届く前に納付されたときは、行き違いですので御容赦ください。

※ 会社の健康保険等に加入されている方は、国民健康保険資格喪失の届出が必要です。上記「差出課」へ保険証、会社の健康保険証、印かんを持参の上、手続きをしてください。

<受付時間>

【 平 日 】 8：30 から 17：00 まで

【第2、第4土曜日】 ※ 8：30 から 12：30 まで

※ 大師・田島支所区民センターは第2、第4土曜日は開庁していません。川崎区にお住まいの方は、川崎区役所にお越しください。

被保険者番号



年 月

## 神奈川県国民健康保険被保険者証の更新について（お知らせ）

現在お持ちの神奈川県国民健康保険被保険者証（以下「保険証」といいます。）は、 月 日（ ）が有効期限となっていますので、上記「差出課」まで御来庁いただき、保険証を更新していただきますようお願いいたします。

また、保険証は、世帯主又は住民票上同一の世帯の方以外にはお渡しできませんので、御注意ください。

なお、御来庁の際には、国民健康保険料の今後のお支払い方法、納付計画等について、御相談させていただきますので、お支払い等について御相談のできる方がお越しくください。

《持参していただくもの》

- 1 現在お持ちの保険証
- 2 今回お送りした、この「お知らせ」
- 3 印かん（本人の自署が可能な場合は必要ありません。）
- 4 顔写真付きの証明書等

※ 督促状等でお知らせしていますが、あなたの世帯に国民健康保険料の未納があります。特別な事情がなく、このまま未納状態が続きますと保険証を返還していただき、代わりに神奈川県国民健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証明書」といいます。）を交付します。（資格証明書を使って受診した場合、医療機関等の窓口において、医療費をいったん全額自己負担しなければなりません。）

※ 会社の健康保険等に加入されている方は、国民健康保険資格喪失の届出が必要です。上記「差出課」へ保険証、会社の健康保険証、印かんを持参の上、手続きをしてください。

※ 既に保険証を更新している場合は行き違いですので御容赦ください。

<受付時間>

【 平 日 】 8：30 から 17：00 まで

【第2、第4土曜日】 ※ 8：30 から 12：30 まで

※ 大師・田島支所区民センターは第2、第4土曜日は開庁していません。川崎区にお住まいの方は、川崎区役所にお越しくください。

被保険者番号



# 特別の事情・原爆一般疾病医療費の支給等受給者に関する届書

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

(あて先)川崎市 区長

川崎市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 号  
庄  
\_\_\_\_\_ 番地 \_\_\_\_\_ 方

(申請人)

世帯主 氏名 \_\_\_\_\_

電話 ( ) \_\_\_\_\_

|         |  |
|---------|--|
| 個人番号記入欄 |  |
|---------|--|

次のとおり、特別の事情又は原爆一般疾病医療費の支給等受給者について届け出ます。

|                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| 被保険者証記号・番号                | 50 .              |
| 資格証明書交付年月日                | ____年 ____月 ____日 |
| <b>1 特別の事情</b>            |                   |
| 納付が困難な理由                  |                   |
|                           |                   |
|                           |                   |
|                           |                   |
|                           |                   |
|                           |                   |
| <b>2 原爆一般疾病医療費の支給等受給者</b> |                   |
| 原爆一般疾病医療費の支給等受給者氏名        |                   |
| 原爆一般疾病医療費の支給等の名称          |                   |
| 原爆一般疾病医療費の支給等の受給者番号       |                   |
| 原爆一般疾病医療費の支給等受給の対象となった年月日 | ____年 ____月 ____日 |

※ 「特別の事情」及び「原爆一般疾病医療費の支給等」の詳細については、同封の通知書の「政令で定める特別の事情」及び「原爆一般疾病医療費の支給等」の説明を御覧ください。

(様式6)

# 弁 明 書

\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

(あて先)川崎市 区長

川崎市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 号  
庄  
\_\_\_\_\_ 番地 \_\_\_\_\_ 方

(申請人)

世帯主 氏名 \_\_\_\_\_

電話 ( ) \_\_\_\_\_

次の理由により、国民健康保険料の納付が困難なことについて弁明します。

|            |      |
|------------|------|
| 被保険者証記号・番号 | 50 . |
| 納付が困難な理由   |      |
|            |      |
|            |      |
|            |      |
|            |      |
|            |      |
|            |      |
|            |      |
|            |      |
|            |      |
|            |      |
|            |      |
|            |      |
|            |      |
|            |      |
|            |      |

※ 「特別の事情」又は「原爆一般疾病医療費の支給等」に該当があり、「特別の事情・原爆一般疾病医療費の支給等受給者に関する届書」にその旨を記入された方については、弁明書に記入する必要はありません。

年 月

区長

## 神奈川県国民健康保険被保険者証返還請求等通知書

あなたが滞納している国民健康保険料について、保険料の納期限から1年間を経過しております。このまま理由もなく滞納の状態が続きますと、国民健康保険法第9条第3項の規定により、現在お持ちの「神奈川県国民健康保険被保険者証」を返還していただき、代わりに同条第6項の規定により、「神奈川県国民健康保険被保険者資格証明書」を交付することになります。

裏面の「原爆一般疾病医療費の支給等」に該当される被保険者の方がいる場合又は「政令で定める特別の事情」に該当される場合は、同封の「特別の事情・原爆一般疾病医療等受給者に関する届書」にそのことを記入し、その事実が確認できる書類等を持って問合せ先に来庁の上、提出してください。それ以外の事情で国民健康保険料が納付できない場合は同封の「弁明書」にそのことを記入し、返還期限までに問合せ先に来庁の上、御相談ください。

上記以外の場合は、至急、滞納している保険料を納付してください。納付いただけない場合は、返還期限までに神奈川県国民健康保険被保険者証を持って、問合せ先の窓口へ来庁してください。

なお、御相談及び御連絡もない場合には、財産などを調査の上、法律に基づき、滞納処分として預貯金、給与などの財産を差押えますので、御注意ください。

|         |  |            |  |
|---------|--|------------|--|
| 被保険者証番号 |  | 納付義務者(世帯主) |  |
| 滞納額     |  | 返還期限       |  |

※ 滞納額については、平成 年 月時点の額となります。

※ この通知書が届く前に国民健康保険料を納付されたときは、行き違いですので御容赦ください。

※ 会社などの健康保険に加入した場合、国民健康保険脱退の手続きは御本人が行う必要があります。

重複して保険料をお支払いいただいた期間があるときは、保険料をお返しできる場合(時効2年)もあります。

※ 「神奈川県国民健康保険被保険者証の返還」、「神奈川県国民健康保険被保険者資格証明書」、「原爆一般疾病医療費の支給等」及び「政令で定める特別の事情」の詳細については裏面を御覧ください。

&lt;問合せ先&gt;

### 「神奈川県国民健康保険被保険者証の返還」(国民健康保険法第9条第3項)

国民健康保険料について、各納付月の納期限から1年間を経過しても納付がない場合は、世帯主に対して神奈川県国民健康保険被保険者証の返還を求めます。

ただし、世帯の被保険者全員が、次の「原爆一般疾病医療費の支給等」の受給者であったり、「政令で定める特別の事情」に該当する場合は、そのことを届け出ることにより神奈川県国民健康保険被保険者証の返還の請求は受けません(届け出る前に被保険者証の返還の請求を受けていた場合は請求については取消しとなります。)

また、被保険者証の返還を求めた後、返還に応じなくても、被保険者証の有効期限切れをもって被保険者証が返還されたものとみなされます(国民健康保険法施行規則第5条の7第2項)。

### 「神奈川県国民健康保険被保険者資格証明書」(国民健康保険法第9条第6項)

被保険者証の返還により、「被保険者資格証明書」を交付します。医療機関で受診の際は、窓口で資格証明書を提示して、**いったん、医療費の全額を負担することになります**。本来自己負担する部分以外について払戻しを受けるためには、差出課に後日申請しなければなりません(特別療養費)。

滞納している保険料について完納又は著しく減少した場合は、資格証明書の代わりに被保険者証を交付します。

### 「政令で定める特別の事情」(国民健康保険法施行令第1条)

次の理由により国民健康保険料の納付が困難である場合は、政令で定める特別の事情に該当します。

- 1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- 2 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- 5 前各号に類する事由があったこと。

### 「原爆一般疾病医療費の支給等」

| 原爆一般疾病医療費の支給等   | 確認できるもの(例)                   |
|---|------------------------------|
| 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給  | 被爆者健康手帳                      |
| 児童福祉法 第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第2項の医療に係る療育の給付又は同法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第24条の20第1項(同法第24条の24第2項において適用する場合を含む。)の障害児医療費の支給 | 医療受給者証                       |
| 予防接種法第16条第1項第1号又は第2項第1号の医療費の支給  | 健康被害手帳                       |
| 障害者自立支援法 第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給  | 自立支援医療受給者証(育成医療・更生医療・精神通院医療) |
| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付   | 入院措置書                        |
| 麻薬及び向精神薬取締法 第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付  | 措置入院書                        |
| 母子保健法 第20条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給   | 養育医療券                        |
| 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給  | 救済に関する決定通知書                  |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第37条第1項又は第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付   | 感染症医療費公費負担又は療養費支給に関する決定通知書   |
| 石綿による健康被害の救済に関する法律 第4条第1項の医療費の支給  | 石綿健康被害医療手帳                   |
| 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第4条第1号の医療費の支給   | 健康被害手帳                       |
| 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第12条第1項の定期検査費、同法第13条第1項の母子感染防止医療費又は同法第14条第1項の世帯内感染防止医療費の支給   | 特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証      |
| 難病の患者に対する医療等に関する法律 第5条第1項の特定医療費の支給  | 特定医療費(指定難病)受給者証              |
| 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令 第3条又は第4条の医療費の支給  | 診療報酬明細書等                     |
| 国民健康保険法施行令第29条の2第8項の規定による高額療養費の支給   | 特定疾病療養受療証                    |
| 上記に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付   | 各種手帳等                        |
| 公費負担医療受給者・川崎市単独医療費助成制度適用者   | 各種手帳等                        |

(様式8)

# 神奈川県国民健康保険被保険者証返還請求取消通知書

\_\_\_\_\_様

\_\_\_\_\_年 月 日

川崎市 区長

年 月 日に返還請求した神奈川県国民健康保険被保険者証について、次のとおり返還請求を取り消しましたので通知します。

1 被保険者証番号

2 取消理由

(1) 滞納している保険料が完納もしくは著しく減額したため

・ 納付額 \_\_\_\_\_ 円

・ 納付年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(2) 政令で定める特別の事情が発生したため

(3) その他

.....  
.....  
.....

(様式9)

# 神奈川県国民健康保険被保険者資格証明書交付決定通知書

.....年 月 日

.....様

川崎市 区長

あなたが滞納している国民健康保険料について、自主的に納付されるようお願いしてきましたが、いまだに納付されていません。

よって、国民健康保険法第9条第6項の規定により、神奈川県国民健康保険被保険者証の代わりに神奈川県国民健康保険被保険者資格証明書を交付します。

※医療機関で受診される際は、受付で神奈川県国民健康保険被保険者資格証明書を提示してください。

神奈川県国民健康保険被保険者資格証明書で受診した場合は、医療費全額(10割)負担となります。本来自己負担する医療費以外の払戻し(保険診療の適用となる医療費)を受けるためには、問合せ先で特別療養費の申請を行うことが必要です。

## 1 被保険者証番号

## 2 滞納額

この決定に不服のある方は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に神奈川県国民健康保険審査会(県庁内)に対して審査請求をすることができます。

そして、前記の審査請求に係る裁決があり、なお不服があるときは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

<問合せ先>



## 神奈川県国民健康保険被保険者資格証明書交付決定通知書

年 月 日

様

川崎市 区長

あなたが滞納している国民健康保険料について、自主的に納付されるようお知らせしてきましたが、いまだに納付されていません。

また、神奈川県国民健康保険被保険者証返還請求等通知書で被保険者証を返還するよう求めていましたが、返還されておりません。

よって、国民健康保険法第9条第6項及び同法施行規則第5条の7第2項の規定により、神奈川県国民健康保険被保険者証の代わりに神奈川県国民健康保険被保険者資格証明書を交付します。

※ 医療機関で受診される際は、受付で神奈川県国民健康保険被保険者資格証明書を提示してください。

神奈川県国民健康保険被保険者資格証明書で受診した場合は、医療費全額(10割)負担となります。本来自己負担する医療費以外の払戻し(保険診療の適用となる医療費)を受けるためには、問合せ先で特別療養費の申請を行うことが必要です。

### 1 被保険者証番号

### 2 滞納額

この決定に不服のある方は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に神奈川県国民健康保険審査会(県庁内)に対して審査請求をすることができます。

そして、前記の審査請求に係る裁決があり、なお不服があるときは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

<問合せ先>

# 国民健康保険給付差止通知書

.....年 月 日

.....様

川崎市 区長

あなたが滞納している国民健康保険料について、自主的に納付されるよう何度となくお願いしてきましたが、いまだに納付されていません。

よって、国民健康保険法第63条の2の規定により、 年 月 日に申請のありました国民健康保険給付の支払いについて、その全部・一部を差し止めます。なお、政令で定める特別の事情等があつて、保険料を納付することが困難な場合は同封の届書に記入のうえ、来庁して提出してください。

## 1 差し止めにかかる保険給付

| 保険給付名 | 給付決定額 | 給付差止額 | 備考 |
|-------|-------|-------|----|
|       |       |       |    |
|       |       |       |    |
|       |       |       |    |

## 2 滞納保険料額

この決定に不服のある方は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に神奈川県国民健康保険審査会(県庁内)に対して審査請求をすることができます。

そして、前記の審査請求に係る裁決があり、なお不服があるときは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

# 国民健康保険給付差止解除通知書

.....年 月 日

.....様

川崎市 区長

さきに通知しました国民健康保険給付の差止めについて、解除しましたので、通知します。

## 1 差止めを解除する保険給付

| 保険給付名 | 給付決定額 | 給付差止解除額 | 備考 |
|-------|-------|---------|----|
|       |       |         |    |
|       |       |         |    |
|       |       |         |    |

## 2 解除理由

- ・ 滞納している保険料が完納もしくは著しく減額したため

・ 納付額 ..... 円

・ 納付年月日 ..... 年 月 日

- ・ 政令で定める特別の事情が発生したため

- ・ その他

.....  
.....  
.....

この決定に不服のある方は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に神奈川県国民健康保険審査会(県庁内)に対して審査請求をすることができます。

そして、前記の審査請求に係る裁決があり、なお不服があるときは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

# 国民健康保険給付充当通知書

.....年 月 日

.....様

川崎市 区長

あなたが滞納している国民健康保険料について、自主的に納付されるよう何度となくお願いしてきましたが、いまだに納付されていません。

そこで、国民健康保険法第63条の2の規定により、年 月 日に差止めした国民健康保険給付額から滞納している保険料に次のとおり控除して充当します。

## 1 差止めにかかる保険給付と滞納保険料へ控除・充当する額

| 保険給付名 | 給付決定額 | 給付差止額 | 滞納保険料への控除・充当額 |
|-------|-------|-------|---------------|
|       |       |       |               |
|       |       |       |               |
|       |       |       |               |

## 2 滞納保険料額

この決定に不服のある方は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に神奈川県国民健康保険審査会(県庁内)に対して審査請求をすることができます。

そして、前記の審査請求に係る裁決があり、なお不服があるときは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。